

**2023年度（令和5年度）・2024年度（令和6年度）
測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請の手引き（追加申請）**

福山市、福山市上下水道局及び福山市民病院が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする方は、原則電子申請システムを利用し、次のとおり書類を提出してください。

『提出書類一覧』

【備考】

- ・「市内業者」とは、登記簿上の本店を福山市内に有する方をいいます。（以下同じ。）
- ・「市外業者」とは、登記簿上の本店を福山市外に有する方をいいます。（以下同じ。）
- ・提出書類は、原則A4版の書面とし、次に掲げる項目の順番に整理のうえ、指定する色のA4版のファイルに綴じ込んで提出してください。
- ・ICカード更新中などで、やむをえず電子申請システムでの申請ができない場合は、「書面申請の方」に該当する提出書類を建設政策課に持参又は郵送してください。
- ・次表「書面申請の方」欄において、「○」は提出を要するもの、「△」は該当者のみ提出を要するもの、「－」は提出を要しないもの、「※」は電子申請システム内に様式等があるため書面による提出を要しないものをそれぞれ示しています。

	項 目	備 考	電子申請の方	書面申請の方
1	送信完了兼受付票	電子申請システムによる申請時に出力されたもの。書面申請の場合は、入札参加資格審査申請書類受付票（書面申請用）を添付してください。	○	○
2	入札参加資格審査申請書 （福山市様式第1号）	代表者印は実印を押印してください。	※	○
3	登録証明書等	測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し ※ 証明書は、提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ※ 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合において、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば項目7の「希望業務実績調書」、項目12の「財務諸表」及び項目15の「登記事項証明書」については提出を省略することができます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限りま。	△	△
4	委任状 （福山市様式第7号）	代表取締役等から支店長等に対する委任事項が記載された書面。なお、委任状には 受任者印 を押印してください。（市内業者を除く。）	△	△
5	営業所一覧表 （福山市様式第2号）	市外業者で、 福山市との契約締結権限を有する最寄の営業所 について提出してください。	※	△
6	有資格技術職員名簿 （福山市様式第3号）	資格コード一覧に掲げる有資格区分コード等を 営業所ごとに有資格者について記入 してください。	※	○
7	希望業務実績調書 （福山市様式第4号）	申請を希望する業務分野 （測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他） ごとに作成 してください。	※	○
8	福山市税の完納証明書	福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの ただし、市外業者で福山市に納税義務のない方を除きます。 ※ 原本とし、提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。 完納証明書の取得方法については、 http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/zeisei/ 「税証明について」→「窓口（郵送）での税証明申請について」を参照してください。	△	○
9	消費税及び地方消費税の納税証明書	納税証明書「その3」未納の税額のないこと用 （「その3の2」及び「その3の3」でも可） ※ 写しでも可とし、提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） 納税証明書はオンライン請求が便利です。 詳しくは https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。	○	○
10	印鑑証明書	原本とし、原本がA4より小さい用紙である場合は、A4の台紙に貼付 してください。 ※ 提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。	○	○
11	使用印鑑届 （福山市様式第6号）	実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合は提出してください。 委任状（様式第7号）を提出される方は必要ありません。	△	△
12	財務諸表	法人 直前1年の事業年度についての、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人 直前1年の事業年度についての、「貸借対照表」及び「損益計算書」 直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とします。	○	○
13	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し	社会保険等の加入状況を確認できる書類の写し。 ただし、社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。	△	△
14	申出書 （福山市様式第8号）	社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合に提出すること。	△	△

15	登記事項証明書	法人のみ提出してください。写しでも可。 ※ 提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。	△	△
16	誓約書 (福山市様式第5号)		○	○
17	認定通知書送付用封筒	長形3号封筒(会社名等の入っていないもの)に切手84円を貼付してください。 (宛名書き不要)	○	○
18	A4ファイル	市内業者はピンク色、市外業者は黄緑色とし、表紙及び背表紙に会社名を記載してください。	○	○

注意事項

1 申請書類

申請は、原則電子申請システムによる申請とし、添付書類として提出書類一覧に掲げる書類を提出してください。

申請書類の入手は、福山市建設政策課ホームページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keiyaku/>) の入札参加資格申請のメニューからダウンロードすることができます。

申請書類の記載方法については、別に示す記載例を参考にしてください。

2 申請手続

(1) 申請方法

福山市、福山市上下水道局及び福山市民病院が発注する測量、建設コンサルタント等業務の競争入札(随意契約を含む。)に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする方は、次の期間に電子申請システムを利用し、入札参加資格審査の申請をしてください。

(2) 申請期間

2023年(令和5年)福山市・福山市上下水道局・福山市民病院告示第3号(以下「共同告示第3号」という。)に定める各申請期間に申請を行ってください。

※『提出書類一覧』の「電子申請の方」欄に示す書類を、共同告示第3号に定める添付書類の各到達期限日までに、次の場所に持参又は郵送により到達させなければなりません。(期日までに到達しない場合は、申請全体が無効となります。)

・持参又は送付先・・・福山市建設局建設管理部建設政策課(〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 TEL084-928-1076)

※ただし、次に掲げる理由により、電子申請システムでの申請ができない場合は、共同告示第3号に定める各申請期間に、『提出書類一覧』の「書面申請の方」欄に示す書類を福山市役所本庁舎10階建設政策課へ持参又は郵送にて申請を行ってください。

・電子入札等システムに利用者登録済で、ICカード更新中等で電子入札等システムが利用できない場合。

・電子入札等システムに利用者未登録で、申請の日までに「電子入札等システム利用者基本規約」第5条に規定する利用開始申請を提出している場合など。

(3) 申請時間

9時から17時までとします。

3 申請を行うことができない方

次のいずれかに該当する方は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する方
- (2) 測量分野に属する部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録を受けていない方
- (3) 建築一般部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による登録を受けていない方
- (4) 不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定による登録を受けていない方
- (5) 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない方
- (6) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに福山市に納付すべき市税の滞納がある方、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある方
- (7) 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった方(ただし、過去に虚偽の申請を行い、福山市の入札参加資格の取消しをされた方で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している方を除きます。)
- (8) 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない方
 - (ア) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
 - (イ) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - (ウ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

※ 測量・建設コンサルタント等業務においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を確認できる書類の写し又は申出書のいずれかの書類の提出が必要です。

4 資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に認定通知書をもって通知します。

5 資格の取消し

入札参加資格認定後、入札参加資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた方は、2023年度(令和5年度)及び2024年度(令和6年度)において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、2025年度(令和7年度)以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までの間は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が認定された日から2025年（令和7年）3月31日までとします。ただし、2025年（令和7年）4月1日以降において2025年度（令和7年度）の入札参加資格の認定が行われていないときは、2025年度（令和7年度）の入札参加資格が認定される日まで有効とします

7 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、市税・国税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。